

兵庫県立大学学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号）第34条及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号）第32条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生（学生を構成員とする団体を含む。以下同じ。）について行うことができる。

- (1) 研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成果を挙げ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第3条 学生部長、学生副部長、学部長又は研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生を、別記様式の推薦書により学長に推薦することができる。

2 前項の規定による推薦は、その都度速やかに行うものとする。

(表彰の方法)

第4条 学長は、学生が第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育研究審議会の議を経て表彰を行うことができる。

2 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

3 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、前条の規定により表彰対象者が決定された後、速やかに行うものとする。

(公表)

第6条 被表彰者は、学内に公表し、その名誉をたたえるものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

推 薦 書

平成 年 月 日

学 長 様

推 薦 者 名

(学生部長、学生副部長、学部長、研究科長)

下記の学生・学生団体は、兵庫県立大学学生表彰規程第2条第 号に該当すると認められるので、推薦します。

記

1. 推薦対象者

学 生	所 属	学 部 研究科	学 科 課 程	第 年次	専 攻
-----	-----	------------	------------	------	-----

氏名

学 生 団 体	団 体 名	兵 庫 県 立 大 学	部 人 数	人
	代 表 者 所 属	学 部 研 究 科	学 科 課 程	第 年次 専 攻
	代 表 者 氏 名			

2. 推薦理由

※表彰状の写し、新聞記事等を添付してください。